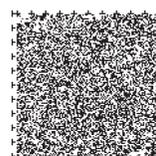
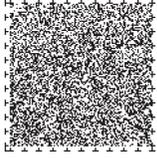


障がいのある方を理解するための ガイドブック



甲 斐 市





はじめに

障がいは、事故や病気などによって、だれにでも生じ得るものです。

また、障がいの種類は多種多様で、外見では分からない障がいもあります。

この『障がいのある方を理解するためのガイドブック』は、障がいのある方を市民に理解してもらうことを考えて作成したものです。

甲斐市障がい者計画では、「地域社会で 共に生き、支え合う 共生のまちづくり」の実現を目指しております。

障がいのある方が、社会・経済・文化活動の主体者となり、社会活動へ参加するためには、皆さま一人ひとりが『できる援助』を行うことが大切です。

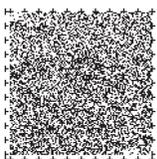
この『障がいのある方を理解するためのガイドブック』が、さまざまな日常生活で『障がいのある方』と皆さまが出会ったとき、適切な配慮をしていただくことに、少しでもお役に立つことを願います。

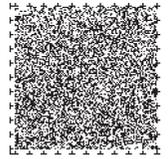
この『障がいのある方を理解するためのガイドブック』は、東京都心身障害者福祉センター承認により、同センター発行『障害のある方への接遇マニュアル』を参考に作成するとともに、市内障がい者団体、障がい者福祉関係者の皆さまからもご助言、ご協力をいただき甲斐市地域自立支援協議会で編集しました。

ご協力いただきました東京都心身障害者福祉センターの皆さまをはじめ、各障がい者福祉関係者の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 1 月 発行

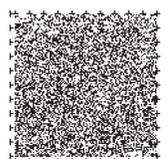
甲斐市 福祉部 福祉課

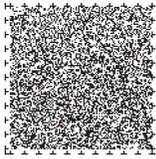




障がいの特性と基本的な対応方法について

I 視覚障がいのある方には	1
II 聴覚障がい・言語障がいのある方には	2
III 肢体不自由のある方には	3
IV 内部障がいのある方には	4
V 知的障がいのある方には	5
VI 精神障がいのある方には	6
VII 高次脳機能障がいのある方には	7
VIII 発達障がいのある方には	8
IX 難病のある方には	9
障がいのある方に関するシンボルマーク	10
障がい者福祉の関係機関一覧	12
甲斐市の障がい者団体・ボランティア団体	14





○ 障がいの特性と基本的な対応方法について

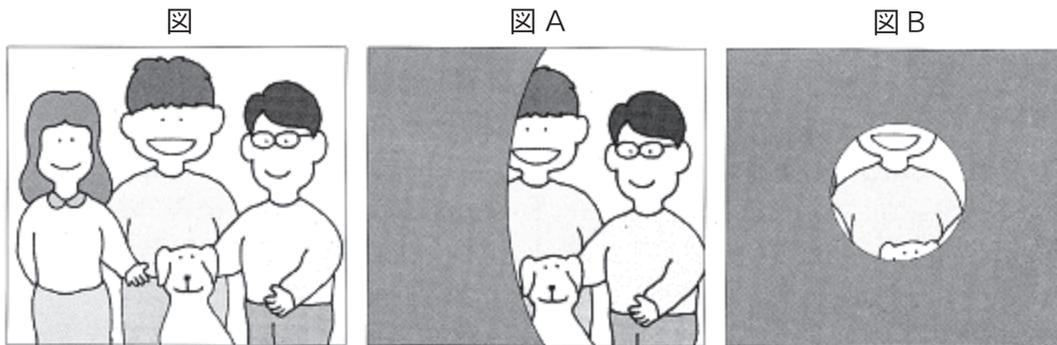
I 視覚障がいのある方には

● 視覚障がいとは

ひとことで視覚障がいと言っても、さまざまな見え方があります。

まったく見えない、文字がぼけて読めない、物が半分しか見えない（図 A）、望遠鏡を通してのようにしか見えない（図 B）などです。

このようなことから、文字を読むことができて、歩いているときに障害物にぶつかったり、つまづいてしまう方や、障害物を避けてぶつからずに歩くことはできるが、文字を読めない方がいます。



◆ 留意すべき点

- ・一人で移動することが困難
- ・音声を中心に情報を得ている
- ・文字の読み書きが困難

◆ 基本的な対応方法

○こちらから声をかける

周りの状況が分からないため、声をかけられなければ会話が始められないことがあります。

○指示語は使わず、具体的に

「こちら」、「あちら」、「これ」、「それ」などの指示語では「どこか」、「何か」が分かりません。例えば、場所は「30 cm 右」など、具体的に説明します。

◆ 点字と音声

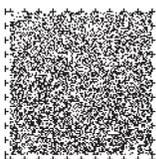
視覚障がい者は、必ずしも点字を読めるわけではありません。文字情報を音声にする方法としては、補助者による代読やパソコンの音声読み上げソフトを用いるほか、文書内容をコード情報に変換して印刷したものを活字文書読み上げ装置を使って音声化する方法もあります。

盲ろうのある方について

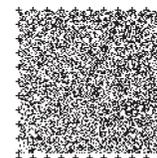
盲ろうとは、視覚と聴覚の両方に障がいを併せ持つことです。

盲ろうのある方は、独力でコミュニケーションや情報入手、移動ができない、あるいは極めて困難な状態に置かれています。

盲ろうのある方とのコミュニケーション方法には、手話（触手話、接近手話）、点字（ブリスト、指点字）、手書き文字、指文字、音声、筆談等があります。



Ⅱ 聴覚障がい・言語障がいのある方には



● 聴覚障がいとは

聴覚障がいは、外見上は障がいが分からないことが特徴です。

このため、聴覚障がい者が後ろから来る車の音に気づかなくて怖い思いをしたり、電車の中のアナウンスが聞こえず困ったりしていても、周りの人には分かりません。

聴覚障がい者は、聞こえにくい（または聞こえない）ために音声での会話が困難です。会話だけではなく、周りの状況を知るための音の情報が入りにくいことも、この障がいの不便な点です。

聴覚障がいとひとことで言っても、聞こえ方は一つではありません。補聴器がなくてもなんとか会話が聞き取れる人、補聴器をつければ会話が聞き取れる人、補聴器をつけると大きな音は分かるが、会話は聞き取れない人など、人によってさまざまです。片耳はよく聞こえて、片耳が聞こえない人もいます。

聴覚障がい者は、聞こえ方やこれまでの生活によって、それぞれにコミュニケーション方法を身につけてきています。コミュニケーションには、音声での会話、手話、筆談、口話（口の形で言葉を読み取る）など、さまざまな方法があります。

多くの方は、どれか一つの方法だけを使うのではなく、いくつかの方法を、相手や場面に応じて組み合わせて使っています。

● 言語障がいとは

言語障がいは大きく二つに分けられます。一つは、言葉を理解することや適切な表現が困難な言語機能の障がいと、もう一つは、聞き取りの能力や理解力には支障がなく、発音だけがうまくできない音声機能の障がいがあります。

また、聴覚障がいと言語障がい重複する重複障がいの方もいます。

聴覚障がい・言語障がいのある方に共通すること

- ◆ 留意すべき点
 - ・外見から分かりにくい
 - ・視覚を中心に情報を得ている
 - ・声に出して話せても聞こえているとは限らない
 - ・補聴器をつけても会話が通じるとは限らない
 - ・筆談で通じているとは限らない
 - ・知りたいことを質問できず、生活上さほど不自由していないと誤った理解をされることがある

◆ 基本的な対応方法

○コミュニケーションの方法を確認する

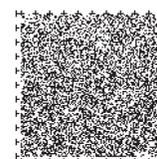
聴覚障がい者との会話には、手話・指文字・筆談・口話などがあります。聴力を失った原因や年齢、聞こえのレベルによってコミュニケーション方法は異なるので、どのような方法によれば良いか、本人の意向を確認しましょう。

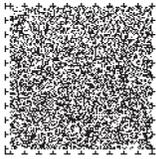
言語障がい者との会話には、代用発音があります。発声機能を失った音声機能障がいの方は、声帯の代わりに食道部を振動させて声にしたり、電動式人口喉頭を首に当てて声にしています。聞き取りにくい場合は、筆談を併用することもあります。

筆談を用いる場合は、極力、短文に心掛けましょう。

○聞き取りにくい場合は確認する

聞き取れないときは、分かったふりをせず、聞き返したり、紙などに書いてもらい内容を確認しましょう。





○ 障がいの特性と基本的な対応方法について

Ⅲ 肢体不自由のある方には

● 肢体不自由とは

体に機能障がいのある方は、日常生活の中でさまざまな制約を受けたり、不自由を感じることも多くあります。たとえば、杖をついて歩いたり、車いすに乗っていたりすると、階段や少しの段差の昇降にも支障があります。同じ姿勢を維持することが困難な人もいます。

手の指や手・腕がなかったり、まひがあったりするときには文字を書くことや、お金の扱いなど、細かな手先のことは大変苦勞します。また、読むこと・聞くこと・話すこと・書くことが困難だったり、口や舌の動きがまひしていたりすると、ことばを使って周囲の人に自分の思いを十分に伝えることができません。

このように、健康な人ならなんでもない生活の中で、不便がたくさんあるのです。

しかし、適切に対応されることにより、外出の機会が増えたり、楽に外出ができるようになったりします。

◆ 留意すべき点

- ・移動に制約のある方もいる
- ・文字の記入が困難な方もいる
- ・体温調節が困難な方もいる
- ・話すことが困難な方もいる
- ・食事に配慮が必要な方もいる
- ・医療的ケアが必要な方もいる

◆ 基本的な対応方法

○車いすの方の視線に合わせる

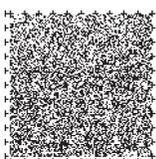
車いすを使用されている場合、立った姿勢で話されると上から見下ろされる感じがして身体的・心理的に負担になるので、少しかがんで同じ目線で話すようにしましょう。

○聞き取りにくい場合は確認する

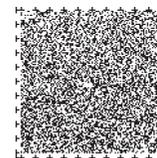
聞き取りにくいときは、分かったふりをせず、一語一語確認するようにしましょう。

○子ども扱いしない

言葉がうまく喋れない方に、子ども扱いするような言葉づかいや接し方をしないようにしましょう。



IV 内部障がいのある方には



● 内部障がいとは

内部障がいには、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7つの障がいがあります。

内部障がい者の共通の悩みとして、外見からは障がいがあることを分かってもらえない、いわゆる「見えない障がい」という点があります。呼吸器機能障がい者の方で、酸素ポンペを携帯している場合もありますが、ほとんどの方が外見からは分かりません。そのため、周囲の理解が得られにくく、電車やバスの優先席に座っていても、不信な目で見られ嫌な思いをすることがあり、ストレスを受けやすい状況にあります。また、進行性の疾患を伴っていることも多く、症状の変化で不安を抱えている方や、継続的な医療ケアや介護が必要な方もいます。定期的な病院への通院、本人自身の自己管理、周囲の理解ある配慮等により生活のリズムを守り、体調を維持することが大切です。

障がいのある方が仕事をするためには、周囲の配慮が欠かせません。十分に休息がとれる場所の確保、長時間の通勤を必要とせず、時間外勤務などの少ない職場への配置等が必要です。

内部障がいのある方と接する場合に適切な対応がとれるように、日頃から彼らの生活上のさまざまな不便さを理解しておくことが大切です。

①心臓機能障がい

不整脈、狭心症、心筋症等のために心臓機能が低下した障がいで、ペースメーカー等を使用している方もいます。

②じん臓機能障がい

じん臓機能が低下した障がいで、人工透析のため定期的に通院している方もいます。

③呼吸器機能障がい

呼吸器系の病気により呼吸機能が低下した障がいで、酸素ポンペを携帯している方や、人工呼吸器（ベンチレーター）を使用している方もいます。

④ぼうこう・直腸機能障がい

ぼうこう疾患や腸管の通過障がいで、腹壁に新たな排泄口を造設している方もいます。

⑤小腸機能障がい

小腸の機能が損なわれた障がいで、食事を通じた栄養維持が困難なため、定期的に静脈から輸液の補給を受けている方もいます。

⑥ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能障がい

HIVによって免疫機能が低下した障がいで、抗ウイルス剤を服薬している方です。

このウイルスは高温やアルコール消毒に弱いので皮膚についただけでは感染しませんが、血液には触れないように注意してください。

日常生活で感染する心配はありません。

⑦肝臓機能障がい

肝臓機能が低下した障がいで、抗免疫療法のため定期的に通院している方もいます。

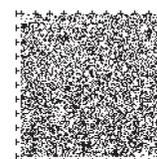
◆ 留意すべき点

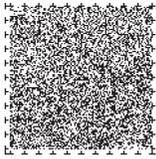
- ・外見から分かりにくい
- ・疲れやすい
- ・携帯電話の影響が懸念される方もいる
- ・タバコの煙が苦しい方もいる
- ・トイレに不自由されている方もいる

◆ 基本的な対応方法

○負担をかけない対応を心がける

内部障がいのある方は、疲労感がたまり、集中力や根気に欠けるなど、外見からは分かりにくい不便さを抱えていることを理解し、できるだけ負担をかけない対応を心がけましょう。





○ 障がいの特性と基本的な対応方法について

V 知的障がいのある方には

● 知的障がいとは

知的障がいとは、知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 才未満）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの福祉的な援助を必要としている方です。

知的障がいの特徴として、複雑な事柄の理解や判断、こみいった文章・会話の理解が不得手であること、おつりのやりとりのような日常生活の中での計算も苦手であることなどが挙げられます。

一見しては障がいが分かりにくく、少し話をしただけでは障がいがあることを感じさせない方もいます。しかし、周りの状況や抽象的な表現の理解、未経験の出来事や状況の急な変化への対応が困難という方が多くいます。そのことを、まず理解してください。

◆ 留意すべき点

- ・複雑な話や抽象的な概念は理解しにくい
- ・人に尋ねたり、自分の意見を言うことが苦手な方もいる
- ・漢字の読み書きや計算が難しい方もいる
- ・ひとつの行動に執着する方や、同じ質問を繰り返す方もいる
- ・パニックを起こしたり、奇声を出したりする方もいる
- ・触覚が過敏で、他者から触れられるのを好まない方もいる
- ・危機回避ができず、一人での外出や屋内での行動に危険を伴う方もいる
- ・身の回りのことが自分でできない方もいる
- ・日常生活に困難をきたす方もいる

◆ 基本的な対応方法

○やさしい言葉に置き換えて話す

例えば、「直進」→「まっすぐ」のようにやさしい言葉に換えて話しましょう。

○短い文章で「ゆっくり」、「ていねいに」、「繰り返し」説明をする

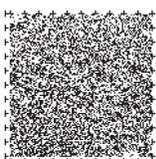
一度にたくさんを言われると混乱するので、短い文章で説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応しましょう。

○具体的に分かりやすく説明する

説明資料等には、漢字にふりがなをふるとともに、抽象的な言葉は避け、絵や図を使って具体的に分かりやすく説明しましょう。

○子ども扱いしない

成人の方の場合は、子ども扱いしないようにしましょう。



VI 精神障がいのある方には

● 精神障がいとは

精神障がいには、統合失調症やうつ病などの気分障がい、神経性障がい、アルコールや薬物の依存症、人格障がいなど、さまざまな病気が含まれています。

このうち、統合失調症は 100 人に 1 人、うつ病などの気分障がいは 100 人に 3～7 人がかかると推計されており、ごく身近にある病気です。

統合失調症の症状でよく知られているのが、「幻覚」と「妄想」が特徴的な症状です。幻覚とは実際にはないものがあるように感じる知覚の異常で、中でも自分の悪口やうわさなどが聞こえてくる幻聴は、しばしば見られる症状です。

妄想とは明らかに誤った内容を信じてしまい、周りが訂正しようとしても受け入れられない考えのことで、「いやがらせをされている」といった被害妄想、偶然に生じたことでも「関係があるにちがいない」と受けとめたり、「自分の考えが周囲の人に漏れている」と感じてしまう関係妄想などがあります。その他の症状としては意思疎通の低下、意欲の減退、感情表出の減少などが現れ、過敏で疲れやすい一方、周囲に気を使う余裕がなくなります。

うつ病は「ゆううつな気分」や「気持ち重い」といった抑うつ状態がほぼ一日中あってそれが長い期間続く、という代表的な症状です。その他の症状は何をしても楽しくない、何にも興味がわかない、睡眠障がい、イライラして、何かにせき立てられているようで落ち着かない、自分を責める、自分には価値がないと感じる、死にたくなるなどさまざまな症状があります。

精神障がいの方はさまざまな状況を認識する力が妨げられ、正しい判断が難しくなっているいろいろな生活障がい(生活がしづらくなる障がい)を起こします。こうした障がいは外見上目に見えないために、周りの人の理解を得ることが難しく、誤解をうけたり避けられたりします。本人はますます不安と孤立感を深め、苦しい状況に追い込まれます。

精神障がいに対する偏見や誤解がいまだ社会一般に残っていますが、適切な治療・リハビリテーション、必要な援助を得ることで、地域で安定した生活を送ることができるようになっていることも理解し、応援してください。

① 統合失調症

幻覚、思考障がい、感情や意欲の障がいなど、多様な精神症状を特徴とし、現実を認識する能力が妨げられ、正しい判断が困難になりがちで、対人関係が難しくなるなどさまざまな生活障がいを引き起こしますが、薬によってこれらの症状をおさえることもできます。

② 躁(そう)うつ病

医学的には「気分障がい」というジャンルに入ります。うつ病と同じジャンルですが、うつ病とは全く違う病気です。普通のうつ病は、「単極性うつ病」(うつの症状のみ)。

躁うつ病は、躁(ハイ状態)とうつ(ロー状態)を繰り返す病気です。最近では「双極性障がい」と呼ばれます。俗に言う、「気分が変わりやすい」「気まぐれ」程度のものとは全く違います。

③ うつ病

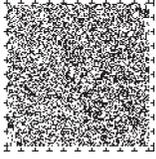
気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなったりして、日常生活に支障が現れます。

④ てんかん

通常は規則正しいリズムで活動している脳の神経細胞(ニューロン)の活動が突然崩れて、激しい電氣的な乱れが生じることによって発作が現れる病気です。薬によって約 8 割の方は発作をコントロールされています。

◆ 留意すべき点

- ・ ストレスに弱く、疲れやすく、対人関係やコミュニケーションが苦手な方が多い
- ・ 外見からは分かりにくく、障がいについて理解されずに孤立している方もいる
- ・ 精神障がいに対する社会の無理解から病気のことを他人に知られたくないと思っている方も多い
- ・ 周囲の言動を被害的に受け止め、恐怖感を持ってしまう方もいる
- ・ 学生時代など若い時期の発病や長期入院のために、社会生活に慣れていない方もいる



○ 障がいの特性と基本的な対応方法について

- ・気が動転して声の大きさの調整が適切にできない場合もある
- ・認知面の障がいのため、何度も同じ質問を繰り返したり、つじつまの合わないことを一方的に話す方もいる

◆ 基本的な対応方法

- 「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明しましょう。(曖昧な表現は避ける)
- 不安を感じさせないような、穏やかな対応をしましょう。

VII 高次脳機能障がいのある方には

● 高次脳機能障がいとは

脳卒中等の病気や交通事故などで脳の一部が損傷を受けると、その損傷部位に応じて特定の症状が出ます。脳の一部が損傷を受けたために起きる症状のうち、身体のみや視聴覚の障がいとは別に、思考・記憶・行為・言語・注意などの脳機能に障がいが起きた状態を、高次脳機能障がいといいます。

ひとくちに高次脳機能障がいといっても、その障がいは一つではありません。状況に見合った適切な行動が取れなくなって人間関係をつくるのが難しい方、本人自身が自分の障がいを十分に認識できないために他者による見守りが必要な方、自分からなかなか行動を起こせない方などさまざまです。

さらに、高次脳機能障がいは外見から分かりにくく、周りの人から十分に理解を得ることが難しく誤解をされてしまうことがあります。外見から分かりにくい障がいであるために、配慮に欠ける対応をされることが多く、辛い思いをすることも少なくありません。

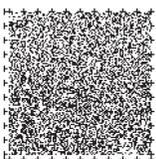
おもな高次脳機能障がいの具体的症状です。いくつかの症状を併せ持っていることが多くあります。

<注意障がい>	集中力が続かない。気が散りやすい
<遂行機能障がい>	一つひとつ指示されないと行動ができない
<感情障がい>	ささいなことで泣いたり、笑ったり、怒ったりする
<記憶障がい>	少し前のことをすぐ忘れる
<失語>	言いたいことばが出てこない。聞こえているのに、その意味が分からない
<失行>	道具がうまく使えない。動作がぎこちなく、うまくできない
<失認>	物の形や色が分からない。人の顔が見分けられない
<半側空間無視>	目は見えるのに、片側に注意がいかないため見落とししたり、ぶつかりやすい
<地誌的障がい>	よく知っているはずの病院内や近所の道で迷う

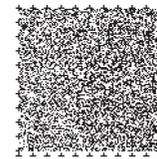
※ 会話はスムーズにできるけれど、実際に行動する際に、「おやっ」と思うほど、簡単なことができない方もいます。そうしたことがこの障がいが理解されにくい理由の一つとなっています。

◆ 留意すべき点

- ・約束や予定を忘れたり、ちょっと前のことを覚えていない
- ・同じことを何度も聞く



- ・同時に複数のことができない
- ・ささいなことで激怒する



◆ 基本的な対応方法

- 大事なことはメモを取るよう促しましょう。
- 伝えたいことは、一つずつ、簡潔に伝えましょう。
- カッとなったら、その場を離れたり、話題を変えるなどして、気分転換を図るようにしましょう。

VIII 発達障がいのある方には

● 発達障がいとは

発達障がいがある方の自立と社会参加の促進を目的とした「発達障害者支援法」が平成 17 年 4 月 1 日に施行されました。知的障がいを伴わない発達障がいの方々は、手帳を取得できないために、法的なサービスの対象外となっていました。この法律によって公的支援の対象になりました。上記の法が規定する発達障がいは、自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥 / 多動性障がい（AD/HD）、その他のこれに類する脳機能の障がいであって、通常低年齢において現れる障がいとされています。

基本的な障がい特性は、以下のことがあげられます。

① 広汎性発達障がい（自閉症・高機能自閉症・アスペルガー症候群）

自閉症は、人との関わりが苦手である、コミュニケーションが上手にとれない、興味や関心の範囲が狭く特定の物や行為へこだわりを示すなどの特徴をもっています。

高機能自閉症やアスペルガー症候群は、自閉症の特徴をもちながらも知的発達の遅れを伴わないので、障がいに気づくことが更に遅れやすいとされています。

② 学習障がい

知的発達に遅れがないにもかかわらず、読み、書き、計算ができないといった特定の能力に遅れが見られます。

③ 注意欠陥 / 多動性障がい

忘れ物が多い、時間や物の管理ができない、集中力が続かない、じっと座ってられない、気持ちがいそいそと衝動的に考えもせずに行動するなど、自分の感情や行動をうまくコントロールできないところが見られます。

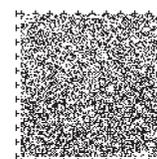
◆ 留意すべき点

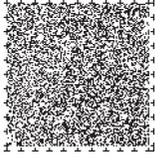
発達障がいがある方の多くは、外見からはその障がいの本質が分かりにくいいため、本人の言動が他人から誤解されたり、的はずれな対応をまねくことになりやすいのです。その結果、本人や家族は実生活上の困難を抱えながらも、どこにも相談できず社会の中で孤立している例が多く見られます。

発達障がいがある方については、言葉のみのやりとりが困難な方、自己評価が大変低くなっている方、被害感が強い方も多いため、個別的な対応を心がけ、その方が必要としているニーズの理解に努めることが必要です。

◆ 基本的な対応方法

- どうするとよいか、抽象的な表現は極力減らし、短文で順を追って具体的に伝えましょう。





○ 障がいの特性と基本的な対応方法について

Ⅸ 難病のある方には

● 難病とは

「難病」は、医学的に定義された病名の名称ではありません。いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉です。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化します。

例えば、かつて日本の生活が貧しかった時代には、赤痢、コレラ、結核などの感染症は「不治の病」でした。その当時は有効な治療方法もなく、多くの人命が奪われたという点で、これらの疾病はまぎれもなく難病でした。しかし、その後日本人の生活が豊かになり、公衆衛生の向上、医学の進歩および保健・医療の充実とともに、これらの感染症は、予防・治療方法が確立され不治の病ではなくなりました。しかし、治療がむずかしく、慢性経過をたどる疾病も未だ存在し、このような疾病を難病と呼んでいます。

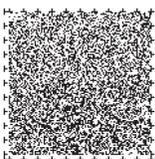
一方、昭和47年に国の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されています。

◆ 留意すべき点

- ・ 難病のある人の多くは、難病への無理解や先入観による偏見や差別で悩んでいる
- ・ 疾病の症状や治療から発生する肉体的苦しみのほか、大きな不安など精神的にも苦しんでいる
- ・ 外見で分かるものだけでなく、外見からは分からない症状等があるため、一人で苦しんでいる方もいる
- ・ 職業生活と疾患管理の両立の難しさに悩んでいる

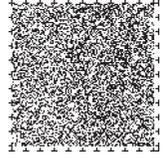
◆ 基本的な対応方法

- 病気の種類や症状、程度もさまざまです。「難病のある人」とレッテルを貼って、誤解や偏見を持たないようにしましょう。
- 難病は完全に病気が治るというものではありませんが、医学の進歩により、多くの難病は継続的に薬を飲み通院し、管理することで安定した症状を保つことができます。その状態を維持するためにも、通院に対する配慮が必要です。
- 難病のある人も職業生活と疾患管理の両立を希望しています。個々の疾患により疾患の特色や注意する点が異なりますので、それに応じた職場環境や働きなどの配慮が必要です。そのためにコミュニケーションを図ることが重要です。

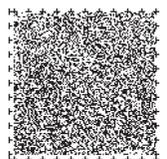


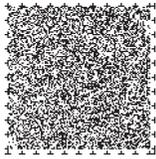
○ 障がいのある方に関するシンボルマーク

障がいのある方に関するシンボルマークは、おもに次のようなものがあります。



	<p>障がい者のための国際シンボルマーク</p> <p>障がいのある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。</p> <p>障がいのあるすべての方のためのマークです。</p>	<p>(財) 日本障害者 リハビリテーション 協会</p>
	<p>盲人のための国際シンボルマーク</p> <p>視覚障がいを示す世界共通のシンボルマークです。</p> <p>このマークは、手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよいとされています。</p>	<p>世界盲人連合</p>
	<p>身体障害者標識 (身体障がい者マーク)</p> <p>肢体不自由者が運転する自動車に貼る標識で、道路交通法に定められています。</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方は、その障がい自動車の運転に影響を及ぼすおそれがあるときは、この標識を表示して運転するよう努めなければなりません。</p> <p>なお、このマークを付けた車両への幅寄せや割り込み行為は禁止されています。</p>	<p>各警察署</p>
	<p>聴覚障がい者シンボルマーク (国内マーク)</p> <p>聴覚障がいの方であることを表す国内使用のマークです。</p> <p>聴覚障がいの方は見た目には分からないために、誤解されたりするなど、社会生活をするうえで心配が少なくありません。</p> <p>診察券や預金通帳などにこのマークが貼付されたり、マークを提示された場合は、相手が「聞こえにくい」、「聞こえない」ことを理解し、「手招きして呼ぶ」「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」などご協力をお願いします。</p> <p>※このマークは、聴覚障がいの方が自発的に使用するもので、法的拘束力はありません。</p>	<p>(社) 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連 合会</p>
	<p>聴覚障がいをお持ちの方が、運転する車に表示するマーク</p> <p>やむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられることとなります。</p> <p>※聴覚障がい者の運転免許取得について</p> <p>①補聴器付の条件で運転免許を取得する。 →聴覚障害者標識の表示義務なし。免許証に補聴器付と記載。</p> <p>②補聴器なしで運転免許を取得する。 →ワイドミラーの装備、聴覚障害者標識の表示の義務あり。</p>	<p>各警察署</p>





○ 障がいのある方に関するシンボルマーク

	<p>オストメイトマーク 人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>	<p>(社) 日本オストミー協会</p>
	<p>ほじょ犬マーク 身体障がい者補助犬同伴の啓発のマークです。 身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障がい者補助犬が同伴できるようになりました。 補助犬はペットではありません。身体の不自由な方の、身体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練されていますし、衛生面でもきちんと管理されています。 お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解・ご協力をお願いします。</p>	<p>厚生労働省</p>
	<p>「ハート・プラス」マーク 「身体内部に障がいを持つ人」を表すマークです。 身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、肝臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）の障がいをお持ちの方は外見から分かりにくいため、さまざまな誤解を受けることがあります。 内部障がいの方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話を控えて欲しい、といったことをじっと我慢されている方がいます。 このマークを着用されている方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、ご配慮をお願いいたします。</p>	<p>内部障害・内部疾患者の暮らしについて考えるハートプラスの会</p>

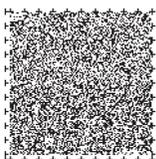
障がい者週間について

12月3日～9日は、「障がい者週間」です。

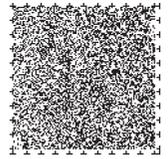
障がいは、事故や病気などによって、だれにも生じ得るものです。また、障がいは多種多様で外見では分からない障がいもあります。

障がいによる不自由さはあっても、周囲の理解や配慮があればできることも少なくありません。

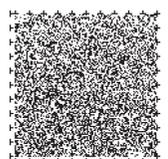
日ごろから障がいのある方について知り、身近なこととして考え、日常生活や会社(事業所)の中でできる配慮や工夫を皆さんで考えてみませんか。だれもが暮らしやすい共生社会の実現は、そうした一歩から始まります。

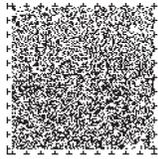


○ 障がい者福祉の関係機関一覧



名 称		電話 / ファックス	所 在 地	備 考
甲斐市役所 福祉部 (福祉事務所)	福祉課	TEL 055-278-1691 FAX 055-276-2113	甲斐市篠原 2610 甲斐市役所 新館 1 階 ・福祉課 (⑫番窓口) ・子育て支援課 (⑬番窓口) ・長寿推進課 (⑮番窓口)	障がい福祉全般、民生委員児童委員、生活保護等
	長寿推進課	TEL 055-278-1693 FAX 055-276-2113		高齢者福祉、介護保険、地域包括支援等
甲斐市役所 子育て健康部 (福祉事務所)	子育て支援課	TEL 055-278-1692 FAX 055-276-2113		児童館、保育園、こども医療等
	健康増進課	TEL 055-278-1694 FAX 055-278-2046	甲斐市篠原 2610 甲斐市役所本館 1 階①番窓口	保健指導、母子保健、健康づくり等
甲斐市役所 敷島支所 市民地域課		TEL 055-277-3112 FAX 055-277-7950	甲斐市島上条 2254-1 敷島支所③番窓口	福祉サービスの申請・受付等
甲斐市役所 双葉支所 市民地域課		TEL 0551-20-3650 FAX 0551-20-3670	甲斐市下今井 171 双葉支所 1 階③番窓口	福祉サービスの申請・受付等
甲斐市障がい者 基幹相談支援センター		TEL 055-267-7010 FAX 055-277-1284	甲斐市島上条 3163 敷島保健福祉センター内	障がい者及びその家族等の相談支援
甲斐市役所 市民部	保険課	TEL 055-278-1665 FAX 055-276-2113	甲斐市篠原 2610 甲斐市役所 新館 1 階⑭番窓口	国民健康保険、国民年金等
	税務課	TEL 055-278-1663 FAX 055-278-2046	甲斐市篠原 2610 甲斐市役所本館 1 階④番窓口	市・県民税(住民税)申告、軽自動車税、固定資産税等
甲斐市 社会福祉 協議会	敷島本所	TEL 055-277-1122 FAX 055-277-1284	甲斐市島上条 3163 敷島保健福祉センター内	生活福祉資金、福祉ボランティア団体等
	竜王支所	TEL 055-279-1112 FAX 055-279-1114	甲斐市西八幡 3018-1 竜王保健福祉センター内	
	双葉支所	TEL 0551-28-5100 FAX 0551-28-3431	甲斐市竜地 6536-1 双葉保健福祉センター内	
山梨県福祉保健部 障害福祉課		TEL 055-223-1460 FAX 055-223-1464	甲府市丸の内 1-6-1 県庁本館 1 階	県の障がい福祉施策に関する業務等
中北保健福祉事務所 (中北保健所) 福祉課・地域保健課		TEL 055-237-1381 FAX 055-235-7115	甲府市太田町 9-1	児童・母子・高齢者・障がい者の福祉業務等
山梨県中央児童相談所		TEL 055-254-8617 FAX 055-254-8621	甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 2 階	児童福祉、児童虐待に関する相談・支援等
山梨県障害者相談所		TEL 055-254-8671 FAX 055-254-8675	甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 3 階	身体・知的障がい者の更生相談、補装具等
山梨県 精神保健福祉センター		TEL 055-254-8644 FAX 055-254-8647	甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 3 階	精神保健福祉に関する相談・支援等
山梨県 こころの発達総合支援センター		TEL 055-254-8631 FAX 055-254-8632	甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 4 階	発達障がいに関する相談・支援等
山梨県 ひきこもり相談窓口		TEL 055-254-7231 FAX 055-254-7233	甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ内	ひきこもりに関する相談・支援等
山梨県立聴覚障害者 情報センター		TEL 055-254-8660 FAX 055-254-8665	甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 1 階	手話通訳者、要約筆記奉仕員の養成・派遣等
山梨県女性相談所		TEL 055-254-8633 FAX 055-254-8636	甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 2 階	要支援女性に係る相談、支援、一時保護等
山梨県高次脳機能障害者 支援センター		TEL 055-262-3121 FAX 055-262-3727	笛吹市石和町四日市場 2031 甲州リハビリテーション病院	高次脳機能障がいに関する相談・支援等



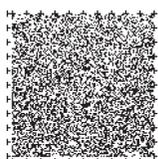


○ 障がい者福祉の関係機関一覧

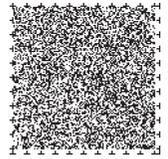
名 称	電話 / ファックス	所 在 地	備 考
山梨県社会福祉協議会	TEL 055-254-8610 FAX 055-254-8614	甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ 4 階	生活福祉資金、 福祉ボランティア団体等
山梨県総合県税事務所 自動車税部	TEL 055-262-4662 FAX 055-263-2421	笛吹市石和町唐柏 1000-4	自動車税、 自動車取得税等
甲府税務署	TEL 055-254-6105	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎 3 階～ 5 階	所得税、相続税、贈与税、 消費税等
韮崎警察署	TEL 0551-22-0110	韮崎市本町 3-5-10	駐車禁止除外の申請等
韮崎警察署甲斐分庁舎	TEL 0551-20-0110	甲斐市下今井 218-2	
竜王交番	TEL 055-276-2002	甲斐市篠原 2323- 1	
竜王年金事務所	TEL 055-278-1100 FAX 055-278-1182	甲斐市名取 347-3	障害厚生年金、 障害手当金等
竜王郵便局	TEL 055-279-1022	甲斐市名取 12- 1	郵便料金等
NHK フリーダイヤル	TEL 0120-151-515		放送受信料等
NHK 甲府放送局	TEL 055-255-2148	甲府市丸の内 1-1-20	
有料道路 ETC 割引登録係	TEL 045-477-1233	中日本高速道路㈱	障がい者割引制度
NTT 電話番号の 無料案内	TEL 0120-104-174	NTT フリーダイヤル	NTT 電話番号の無料案内
ハローワーク甲府	TEL 055-232-6060 FAX 055-235-4186	甲府市住吉 1-17-5	障がい者の就労相談、 職業紹介等
山梨障害者職業センター	TEL 055-232-7069 FAX 055-232-7077	甲府市湯田 2-17-14	障がい者の就労相談と 支援等
すみよし障がい者就業・ 生活支援センター	TEL 055-221-2133 FAX 055-221-2136	甲府市住吉 4-11-5	障がい者の就労、 生活相談と支援等

◆ 主に聴覚障がいのある方の緊急連絡先（警察・消防）

	ファックス 110番 メール 110番	FAX 055-224-2110 110@yamanashi-phq.jp	山梨県警察本部 ※緊急を要する事件・事故等が発生した場合 ※電話による通報困難な場合は健常者も利用可
	火災・救急 ファックス 119番	FAX 119 又は 055-235-1351 FAX 119	甲府地区消防本部 ※甲斐市（双葉地区除く）・甲府市・中央市・昭和町の方 ◆メール 119 について 事前申請により利用可能ですので、HP より申請書をダウンロードし申請してください。 峡北広域行政事務組合消防本部 ※甲斐市双葉地区、韮崎市、北杜市の方



○ 甲斐市の障がい者団体・ボランティア団体



◆ 甲斐市の障がい者団体

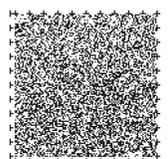
団体名	連絡先	電話	内容
甲斐市障害者福祉会	小林 教夫	055-276-4759	障がい者手帳所持者による会員相互の親睦を図ることを目的に活動している団体です。
竜王支部	小林 教夫	055-276-4759	
敷島支部	萩原 勝	055-277-8362	
双葉支部	猪股 亮一	0551-28-2363	
甲斐市障がい児者地域支援連絡会 (オアシス)	上嶋 初江	055-276-5826	障がい児者の保護者の皆さんを中心に活動している団体です。
甲斐市聴覚障害者協会	若尾 孝行	FAX 055-276-4861	聴覚に障がいのある方々が活動している団体です。
甲斐市視覚障害者協会	堀口 俊二	055-277-2676	視覚に障がいのある方々が活動している団体です。

※ 上記の各団体では、会員を募集しています。お問い合わせ等は、各団体の連絡先へご連絡ください。

◆ 甲斐市で活動している障がい者に関するボランティア団体

分類	団体名	活動場所	活動日	活動内容
点字	六つの会	竜王保健福祉センター	第1・3火曜日	一般図書、時刻表等の点訳、点字学習、体験学習の指導
	てんてんの会	敷島保健福祉センター	第2木曜日	
手話	火曜会	竜王北部公民館	第1・3火曜日	手話勉強会 障がい者交流事業
	手話サークル もみじの会	竜王保健福祉センター	第2・4月曜日	
	手話サークル みずすまし	竜王北部公民館	第1・3・4水曜日	
録音	声の広報録音	敷島保健福祉センター等	月末	広報・社協だよりの録音、声の広報配達
	うぐいす会	竜王保健福祉センター等	月末	朗読・広報の録音
	てんとう虫の会	竜王保健福祉センター	月末	
朗読	朗読ボランティアみどりの風	双葉図書館等	月2回木曜日	朗読勉強会 施設・在宅朗読サービス 障がい者交流事業
	虹の夢心くろう	竜王保健福祉センター	第2木曜日	
	朗読サークル さくら	等	第1・3月曜日	
	朗読サークル つばさ	竜王中部公民館等	第3木曜日	
	朗読サークル かいがら	敷島保健福祉センター	第3月曜日	
	朗読サークル もみの木		第4水曜日	
	水すまし	竜王北部公民館等	第4水・木曜日	
	ねの会	竜王図書館等	第2・4火曜日 第3木曜日 第4月曜日	
	朗読サークル 絆		隔月第4水曜日	
	朗読サークル さざんか	敷島保健福祉センター	第4金曜日	
ダンス	車椅子レクダンス普及会	施設等	月1回	車椅子ダンス練習 障がい者等交流
	矢車草の会 (甲斐支部)			

※ 上記の各団体では、会員を募集しております。各団体のお問合せ先は、甲斐市社会福祉協議会 (TEL 055-277-1122・FAX 055-277-1284) へご連絡ください。





甲斐市マスコットキャラクター “やはたいぬ”

障がいのある方を理解するためのガイドブック

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610

編集：甲斐市地域自立支援協議会
発行：甲斐市 福祉部 福祉課 障がい者生活支援係
〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610
(甲斐市役所 新館 1階⑩番窓口)

TEL 055-278-1691

FAX 055-276-2113

E-Mail : shougaiseikatsu@city.kai.yamanashi.jp

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610

このガイドブックは、甲斐市ホームページからダウンロードできます

<http://www.city.kai.yamanashi.jp>

<HOME>⇒<健康・福祉>⇒<障がい者支援>⇒<ガイドブック>

